

■初診日から起算して1年6ヵ月を経過する前に障害認定日として取り扱う事例

診断書	傷病が治った状態	障害認定日	障害等級の目安
聴覚等	喉頭全摘出	喉頭全摘出日	2級(令和元年6月より永久固定)
肢体	人工骨頭、人工関節を挿入置換	挿入置換日	上肢3大関節または下肢3大関節に人工関節を挿入置換した場合、原則3級
	切断または離断による肢体の障害	切断または離断日(障害手当金は創面治癒日)	1肢の切断で2級、2肢の切断で1級1下肢のショパール関節異常で欠くと3級
	脳血管障害による機能障害	初診日から6ヵ月経過した日以後	
呼吸	在宅酸素療法	開始日(常時使用の場合)	3級(常時(24時間)使用の場合)
循環器(心臓)	人工弁、心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)	装着日	3級
	心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植日または装着日	1級(術後の経過で等級の見直しがある)
	CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着日	重症心不全の場合は2級(術後の経過で等級の見直しがある)
	胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管(ステントグラフトも含む)を挿入置換	挿入置換日	3級(一般状態区分が「イ」か「ウ」の場合)
腎臓	人工透析療法	透析開始日から起算して3ヵ月を経過した日	2級
他	人工肛門造設、尿路変更術	造設日または手術日から起算して6ヵ月経過した日	左記のいずれか1つで3級
	新膀胱造設	造設日	3級
	遷延性植物状態	状態に至った日から起算して3ヵ月を経過した日以後	1級